

雄武町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

地方公共団体の技能労務職員の給与については、同種の民間事業の従業員と比較し、高額であるとの批判や指摘があります。本町では、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、技能労務職員の給与等について、公表を実施してきたところでありますが、今後も技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえた給与の適正化を図るため、取組方針を策定しました。

1 現 状

職種ごとの人数・平均年齢・平均給与月額の詳細

(単位：千円)

職 種	人 数	平均年齢	平均給与月額	備 考
運 転 手	3人	47.8歳	318.8	
そ の 他	3人	47.2歳	308.1	

データは、平成19年4月1日現在です。

職種のその他については、介護支援専門員、事務職(2人)となっています。

平均給与月額とは、基本給のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当を含んだ額となっています。

民間従業員の職種ごとの平均年齢・平均給与月額のデータ

(単位：千円)

職 種	平均年齢	平均給与月額	備 考
調 理 士	42.5歳	248.2	
自家用乗用自動車運転手	50.4歳	257.5	
守 衛	59.7歳	177.8	
営業用バス運転手	42.0歳	315.7	

データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査の平成16年から平成18年の3カ年平均(北海道分)です。

本町の技能労務職員と職種及び平均年齢が異なるため、単純に比較はできません。

年齢別職員数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上
運転手	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-
その他	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-
計	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	3	-

年齢は、平成19年4月1日現在です。

その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（一）適用（国は、行政職給料表（二）適用）

イ 特殊勤務手当

技能労務職員に係る特殊勤務手当はありません。

ウ 昇給基準

毎年、1月1日に4号俸（55歳以上の職員にあっては2号俸）を標準として昇給させています。

平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間の昇給については、昇給抑制期間として、3号俸（55歳以上の職員にあっては1号俸）を標準としてとして昇給させています。

職務の級の最高号俸を受ける職員は、昇給しません。

2 基本的な考え方

技能労務職員の給与関係については、民間事業の従業員との均衡を考慮するとともに、国や北海道における同種の職員の給与等を勘案し、職務の性格や内容に相応しい給与水準となるよう、適正化を図っていきます。

技能労務職員の職員数については、事務事業の民間への移行や業務委託等の推進により、退職者の不補充を基本とし、抑制を図っていきます。

3 具体的な取組内容

給料表については、現在の行政職給料表（一）を適用することとしますが、民間事業者との均衡を考慮し、平成19年度から実施している勤務評定の厳格な運用により、職務の性格や内容に相応しい給与水準となるよう

昇給及び昇格の適正化を図っていきます。

行政改革の一環として、平成16年度から実施している給料及び期末・勤勉手当の3%減額について、平成21年度まで引き続き実施していきます。

職員手当における特殊勤務手当については、平成15年度と平成17年度の見直しにより、全て廃止しておりますが、その他の手当についても、国や北海道に準拠し、今後も引き続き適正化を図っていきます。

職員数については、退職者の不補充により、平成22年度は4人（2人退職）、平成23年度は3人（1人退職）を目標に削減を図っていきます。

4 その他

簡素で効率的な行政体制を維持、発展させるため、民間へ委ねることが適当と認められるものについては、指定管理者制度の導入や事務事業の民間委託を推進してきておりますが、今後も引き続き「第4次行政改革基本方針」及び「定員管理適正化計画」に基づき、計画的な職員数の削減を図っていきます。

技能労務職員数の推移

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
職員数	28	26	24	7	6	6	6	6	4	3
対前年度増減数	-	2	2	17	1	0	0	0	2	1

技能労務職員数は、各年4月1日現在です。

平成17年4月から特別養護老人ホーム及びデイ・サービスセンターの指定管理者制度を導入しています。